

## 海外の医療機関で妊婦健康診査を受診される方へ

海外の医療機関で妊婦健康診査(以下、妊婦健診とする)を受診した場合、以下の書類を提出することで、費用の払い戻しが受けられます。

※妊婦健診の受診日において、八代市に住所があることが原則です。

### <申請に必要なもの>

- ① 八代市妊婦健康診査費助成申請書
- ② 妊婦健診の受診日・検査結果が記載された書類や母子健康手帳。
- ③ 受診日ごとの妊婦健診の費用がわかる書類(医療機関が発行した領収書等)。

※明細書がある場合は、明細書の提出もお願いします。

- ④ 印鑑(シャチハタ不可)
- ⑤ 振込先がわかる通帳又はカード
- ⑥ 熊本県妊婦健診受診票(八代市が交付したもの)  
※記載の有無に関わらず、確認のためご持参ください。

### <申請期間>

出産後 1 年以内

### <注意事項>

- ・外国でもらわれた書類には、日本語訳の記載をお願いします。検査項目や検査結果、支払った額が不明な場合は、お支払いできない場合があります。
- ・助成上限があり、自己負担金と比較し少ない額を助成します。

\*確認事項がありますので、電話予約をしてお越しください。

ご不明なことは、お気軽にお問い合わせください。



#### 問合せ先・払い戻し申請書提出先 八代市 健康推進課

- 市役所 2 階 10 番窓口      〒866-8601 八代市松江城町 1-25  
電話 (0965) 33-5116
- 八代市鏡保健センター      〒869-4292 八代市鏡町内田 453-1  
(鏡支所 1 階 5 番窓口)      電話 (0965) 52-5277